

家庭ごみ収集方法等に関するあり方について

報 告 書

平成24年(2012年)2月

**家庭ごみ収集方法等に関する
あり方検討委員会**

～はじめに～

この報告書は、「家庭ごみ収集方法等に関するあり方検討委員会」において、札幌市の今後の家庭ごみ収集方法等に関するあり方について課題や問題点を挙げ、その対策をまとめたものです。

検討委員会では、平成22年度に実施した「家庭ごみ収集方法等に関する調査研究」での調査結果を基礎資料として、市民の視点や各分野における専門的な見地から、札幌市における家庭ごみの総合的な収集体制等について議論しました。

今後は、本報告書で示したさまざまな対応策について、札幌市においても十分検討し、施策に反映していただくことを望みます。

また、今後ごみに関する施策を進めていくに当たって、札幌市は市民に対して、家庭ごみ処理手数料の使いみちなど、必要な情報を分かりやすく説明し、市民がごみ問題に対して正しい情報をもとに、適切な判断ができるようにしていただくようお願いします。

家庭ごみ収集方法等に関するあり方検討委員会

委員長 松藤 敏彦

目 次

I 検討委員会設置の背景と目的	1
II 検討内容及び提案	2
課題1 ごみステーションの管理の負担軽減	2
1 不適正排出・ごみの散乱	2
(1) 現状の問題	2
(2) 対策	3
2 共同住宅のごみ出しルール違反	4
(1) 現状の問題	4
(2) 対策	5
課題2 要介護者等ごみ排出支援事業（さわやか収集）のあり方	6
1 現状の問題	6
2 対策	7
III 検討内容及び提案概要	9
IV 審議経過	11
V 家庭ごみ収集方法等に関するあり方検討委員会委員名簿	12
資料	
1 中間とりまとめに対する市民意見等	13
2 家庭ごみ収集方法等に関するあり方検討委員会設置要綱	23
3 札幌市ごみステーションの設置及び清潔保持等に関する要綱	24
4 札幌市要介護者等ごみ排出支援事業（さわやか収集）実施要綱	35

I 検討委員会設置の背景と目的

札幌市では、平成22年に、ごみ収集やごみステーションに関する課題を分析することを目的に、「家庭ごみ収集方法等に関する調査研究委員会」を設置し、以下のような結果をまとめました。

市民意識調査では、「現在のごみステーションについて感じていること」について、「カラスや猫に荒らされて、不衛生である」、「排出日時があまり守られていない」、「正しく分別されていないごみがある」、「冬期間の除雪が大変である」などの意見の割合が高いということや、現行のごみステーションの設置基準に対して、市民の概ね7割が「現状のままで良い」と評価していること、さわやか収集の認知度が低いことなどがわかりました。

また、小規模ごみステーション方式と戸別収集のメリット・デメリットに関しては、どちらの方式についても、「不適正排出の防止」、「利便性」や「高齢者障がい者対応」の向上に対する期待がある反面、「収集コスト・効率」の低下や「冬場の道路渋滞」、「美観」の悪化及び収集作業員の「作業負担の増加」に関する懸念が強いことがわかりました。

他都市調査では、政令指定都市での収集方法を調査したほか、戸別収集を実施している石狩市、名古屋市、小規模ごみステーション収集を実施している広島市について、現地調査を実施しています。

シミュレーション調査では、戸別収集を実施した場合の収集作業時間が、ごみの種類に応じて、現状の3.3～3.5倍程度になること、1日当たりの必要車両台数が、現行の221台から約2.5倍の554台となること、業務委託経費が、現行の29億6500万円から約62億円の増加となり、92億円程度となることなどがわかりました。

今年度は、これらの調査結果を基に、課題や問題点を洗い出し、その対応策など、家庭ごみの総合的な収集体制のあり方について議論することを目的として、家庭ごみ収集方法等に関するあり方検討委員会を設置しました。

II 検討内容及び提案

検討委員会では、家庭ごみ収集方法等に関する現状や問題点を整理し、課題を「ごみステーションの管理の負担軽減」と、「ごみ排出支援事業（さわやか収集）のあり方」の2つに分類したうえで、それらの対策を検討しました。

課題1 ごみステーションの管理の負担軽減

1 不適正排出・ごみの散乱

(1) 現状の問題

ごみの不適正な排出は、家庭ごみの有料化を開始した平成21年7月と比較して半分以下にまで減少していますが、一部では、依然として排出日時、排出場所、排出方法などを守らない不適正排出が繰り返されています。

また、カラスよけのネットやサークルなどの管理器材を導入しているごみステーションも増えてきており、一定の効果をあげていますが、適切に使用していない場合や、排出時間を守らずにごみを排出した場合などに、カラスや猫などに荒らされて、ごみが飛散しているごみステーションもあります。

これらの現状に対して、検討委員会では以下の問題点があると考えました。

ア 町内会や自治会などごみステーションを管理される方の負担が過大

町内会や自治会などごみステーションを管理される方には、非常に熱心にごみ出しルールの指導や、パトロールを実施している人がいます。

しかし、不適正排出者を指導しようとしても、指導する権限が不明確なこともあります。協力を得られないことがあります。また、カラスや猫などがごみステーションを荒らしたときは、主に町内会や自治会などごみステーションを管理される方が清掃しています。

このため、ごみステーション管理が過大な負担となっていると考えます。

イ 市と町内会や自治会などごみステーションを管理される方の連携が不足

不適正排出者に対して、市は、町内会や自治会などごみステーションを管理される方と一緒にって排出指導に取り組んでいく必要があります。

市では、ごみパト隊がごみステーションをパトロールし、不適正排出への指導などを行っていますが、ごみパト隊の存在があまり知られていません。

そのため、ごみステーションの管理上のトラブルに対して、町内会や自治会

などごみステーション管理されている方だけで対応していることもあるなど、市と町内会や自治会などごみステーションを管理される方の連携が不足している状況があると考えます。

(2) 対策

検討委員会では、上記の問題について、以下の対策が必要と考えました。

ア 町内会や自治会などごみステーションを管理される方が活動しやすい環境づくり

町内会や自治会などごみステーションを管理される方が、ごみステーションのパトロールやごみ出しルールの指導を行う際に、市と協働してとして取り組んでいるということが相手にもわかると、パトロールや指導が行いやすく、効果も上がると考えます。

そのため、地域の希望に応じて、ごみ出しルールの指導、パトロールを円滑に実施するため、ごみステーションの管理者に、ごみパト隊に準じた形のネーミングを与えたり、市の名前が入った制服や腕章などの貸与ができるいかを検討すべきであると考えます。

イ 市のマネジメント機能・体制の強化

不適正排出への指導などのごみステーション管理を、町内会や自治会などごみステーションを管理される方だけで行うことは困難です。

そこで、市は、情報提供するだけではなく、ごみステーションの管理上のトラブルなどに積極的に関与しながらも、地域や共同住宅のオーナー、管理会社などと役割を分担して、協働して問題を解決していく仕組みを作るべきであると考えます。

そのためには、ごみパト隊の今までの経験を生かした指導や改善提案を積極的に行うなどして、ごみステーション管理の負担軽減を図ることが必要です。

また、広く市民にごみパト隊の存在や活動内容などを周知するとともに、地域と市が共同してごみ問題を解決した事例を情報提供するなどの広報活動を通じて、市民が市に相談しやすい体制づくりが必要であると考えます。

一方、ネットやサークル等の管理器材は、カラスや猫対策に有効であるため、その購入費用の助成については、財政状況を見極めながら、今後も継続して実施すべきと考えます。

加えて、町内会や自治会などごみステーションを管理される方の金銭的負担が極力少なくなるよう、器材の支給を含めた助成の充実を検討すべきと考えます。

ウ 教育政策との連携の強化

中長期的な視点に立つと、子どもに分別や排出マナーについて理解させることが重要であり、また子どもを通じた大人への啓発が有効です。よって、教育政策との連携を強化して、啓発活動をより充実させることを検討すべきと考えます。

エ 地域の実情に応じた小規模ごみステーション化

地域の実情によっては、現状でもごみステーションまでの距離が遠くて不便であるといった場合があるため、地域の状況に応じた小規模ごみステーション方式を導入すべきと考えます。

オ 戸別収集について

戸別収集は、排出マナー改善に効果があります。しかし、ごみステーション管理状態が問題となっている箇所は限定的であり、専用ごみステーション化の推進などによって改善が可能であると考えます。全市的に戸別収集を導入することは費用対効果の点で妥当ではなく、地域の状況に応じて小規模ごみステーション方式の導入を考えるべきであると考えます。

2 共同住宅のごみ出しルール違反

(1) 現状の問題

23年度の調査では、不適正排出されるごみは全体の3～4%程度であり、排出マナーが特に悪いごみステーションは3,000か所程度とされています。また、賃貸共同住宅の居住者がマナー違反を繰り返す事例が報告されていますが、共用ごみステーションを利用している共同住宅は市内で約51,000棟あります。

このように、悪質な不適正排出は、一部の賃貸共同住宅の居住者によって繰り返し行われる傾向があります。

この現状に対して、検討委員会では以下の問題点があると考えました。

ア 町内会や自治会などごみステーションを管理される方の負担が過大

町内会や自治会などごみステーションを管理される方が、共同住宅居住者に

対して適正排出を指導しても、あまり効果が上がらないところがあります。

また、町内会や自治会などごみステーションを管理される方から、オーナー や管理会社などに排出指導を依頼しても、積極的な協力を得られないこともあります。

さらには、共同住宅のオーナーや管理会社などに排出指導を依頼しようと しても、オーナーが市外居住者などで非協力的であったり、連絡先がわからない こともあるなど、町内会や自治会などごみステーションを管理される方にとつて、ごみステーション管理は過大な負担になっていると考えます。

イ 市と町内会や自治会などごみステーションを管理される方の連携が不足

共同住宅居住者による不適正排出に関して、市は、町内会や自治会などごみ ステーションを管理される方と一緒にとなって排出指導に取り組んでいく必要が あると考えます。

しかし、市に相談できることが周知されないまま、管理者だけで対応し過大 な負担となっている場合もあるなど、市と町内会や自治会などごみステーショ ンを管理される方との連携が不足していると考えます。

ウ 共同住宅管理会社の組織化が不完全で排出指導が徹底できない

共同住宅居住者の不適正排出については、共同住宅のオーナーや管理会社が 排出指導をより積極的に、繰り返し行っていくことにより、減少させることができます。

不動産の管理協会などを通じて、市からオーナーや管理会社へ排出指導を依 頼することができれば、効率的な指導へつながると考えますが、不動産の管 理協会は会員数も少なく、他に組織だったものもないことから、オーナーや管 理会社を通じた排出指導が徹底できていません。

(2) 対策

検討委員会では、上記の問題について、以下の対策が必要と考えました。

ア 管理会社やオーナーなどを通じた共同住宅居住者へのごみ出しルールの徹底

共同住宅居住者へのごみ出しルールの徹底を、町内会や自治会などごみステ ーションを管理される方から管理会社・管理人・オーナーへ指導を依頼しても、 あまり効果が上がらない状況にあります。

現在でも、市はごみパト隊が中心となって不適正排出者への指導、オーナー

や管理会社などへの排出指導依頼をしていますが、今後は、市から管理会社などへの指導を強化すべきであると考えます。

イ 専用ごみステーション設置の推進

共同住宅居住者のマナー違反に対しては、ごみステーションの分離が有効な解決策の1つであると考えます。

そのため、既存共同住宅などであっても、専用ごみステーションの設置を推進すべきであると考えます。

既存の共同住宅の専用ごみステーションの設置を義務付けすべきであるという考え方もありますが、ごみ出しルール違反の多い共同住宅は、全体の一部と考えられます。

そのため、一律に既存の共同住宅に専用ごみステーションの設置を進めるのではなく、ごみ出しルール違反の多い共同住宅について、住戸数にかかわらずそのオーナーや管理会社などに対して、強く専用ごみステーションの設置を依頼することで対応することが望ましいと考えます。

また、専用ごみステーションの設置を促進する方法の一つとして、現在実施している箱型ごみステーションなどの管理器材購入費用の助成については、今後も継続して実施していくことを検討すべきと考えます。

課題2 要介護者等ごみ排出支援事業（さわやか収集）のあり方

1 現状の問題

報告書では、さわやか収集の支援世帯数の全世帯数に対する割合は0.02%であり、高齢者・障がい者を対象とした家庭ごみ（大型ごみを除く。）の排出支援を実施している政令指定都市9市平均（0.2%）に比較して利用率が低いという結果が出ています。

平成23年11月末時点のさわやか収集の利用者数は、345人であり、平成22年3月末の207人と比較すると、徐々に利用者数は増えてきてはいますが、依然支援率は排出支援を実施している他の政令指定都市の平均と比べて低い状況にあります。

この現状に対して、検討委員会では以下の問題点があると考えました。

(1) 周知が不十分で認知度が低い

報告書にある市民アンケート調査結果では、さわやか収集を「知っている」と

回答した人が5%、「聞いたことがある」を加えても14.4%にとどまっているという結果になっています。

また、市民意見では、連合町内会の会長も聞いたことがないという状況があるなど、その認知度の低さが明らかになっています。

(2) 対象者が限定されている

現在のさわやか収集の対象要件は、要介護2以上の方又は障害福祉サービスの障害程度区分3以上の方で、親族や近隣住民、ボランティア等の協力を得られない方。また、同居者がいる場合は、同居者も要介護2以上又は障害福祉サービスの障害程度区分3以上の方となっています。

しかし、介護保険の要介護者と直接関わることが多いケアマネージャーに対して行ったアンケート調査では、現在の要件に該当しない方にも、ごみ出しが困難な方がいるという意見が多くありました。

(3) 使い勝手が悪い

現在のさわやか収集は、収集日をあらかじめ調整し、週1回、事前に玄関先にごみを出しておいてもらい、それを収集する方法で実施しています。

しかし、例えば夏場は、衛生上の理由から生ごみなどについては収集回数を増やすよう希望している方もいます。

また、冬期間は積雪等により、ごみを持った状態での歩行が困難となるため、その期間のみさわやか収集の利用を希望している方もいます。

2 対策

検討委員会では、上記の問題について、以下の対策が必要と考えました。

(1) 制度の確実な周知

現在、さわやか収集の制度周知文書については、市の関連部局をはじめ、社会福祉協議会、介護事業所などの関係機関に送付しています。

しかし、実際に障害がある方の援助に携わっている方や、ケアマネージャーなど介護の現場で活動している方まで情報が伝わっていないこともあるようです。

このため、関係機関で活動している方にも制度を確実に周知するとともに、障がい者団体などと協力し、それぞれの障がいの状況に配慮したお知らせ文を作成したり、関係団体の機関誌、広報誌にもお知らせ文を掲載するよう依頼するなど、

対象者に確実に周知できるようにすべきであると考えます。

加えて、支援が必要な方により多く利用してもらうためには、収集日カレンダーへの記載、地下鉄などの吊広告、テレビのCM放送など、効果的なPR方法を活用して広く市民へ制度を周知すべきであると考えます。

(2) 対象範囲の見直し

現行の制度では、介護保険の要介護度2以上又は障害福祉サービスの障害程度区分3以上の方が、対象要件の一部に掲げられています（注：要介護度は、身体上又は精神上の障害が日常生活に与える影響によって定められている。また、障害程度区分は、知的、精神、身体障がいを含んでいる。）。

しかし、ケアマネージャーに対するアンケート調査結果では、現在の対象要件には該当しない方でも、実際にごみ出しに不自由している方がいます。

また、冬場の積雪期間のみ、さわやか収集の利用を希望する方もいます。

そのため、支援を必要としている人が確実に制度を利用できるよう、要件の緩和と柔軟な対応を検討すべきであると考えます。

(3) サービス内容の見直し

さわやか収集のサービス内容については、週に何回の収集が必要か検討とともに、冬場のみ希望する方への対応など、収集方法について、利用者の視点から利便性を改めて検証し、利用しやすい制度となるよう検討すべきであると考えます。

また、障がいの内容や程度に合わせて、分別の支援など必要とされるサービスをきめ細かく提供できるよう、サービス内容を見直す必要があると考えます。

(4) 福祉政策との連携強化

さわやか収集の制度を見直す際には、福祉政策との連携を強化し、安否確認も含めて、他の制度と併せて障がいのある方などへのサービスを向上させるべきであると考えます。

III 検討内容及び提案の概要

課題	現状の問題	対策	意見のまとめ
ごみステーションの管理の負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不適正排出 ○ ごみの散乱 <ul style="list-style-type: none"> ○ 町内会や自治会などごみステーションを管理される方の負担が過大 ○ 市と町内会や自治会などごみステーションを管理される方の連携が不足 	<p>① 町内会や自治会などごみステーションを管理される方が活動しやすい環境づくり</p> <p>② 市のマネジメント機能・体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市と町内会や自治会などごみステーションを管理される方との連携強化 ・ごみパト隊の活用と機能強化 ・市と共同住宅のオーナーや管理会社などの連携強化 ・広報活動の強化 ・管理器材の補助 <p>③ 教育政策との連携強化</p> <p>④ 地域の実情に応じた小規模ごみステーション化</p> <p>⑤ 管理会社やオーナーなどを通じた共同住宅居住者へのごみ出しルールの徹底</p> <p>⑥ 専用ごみステーション設置の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行要綱の範囲内での対応 ・既存共同住宅などへの設置の推進 ・管理器材の補助 	<p>ごみ出しルールの指導、パトロールを円滑に実施するため、ごみステーションの管理者に、ごみパト隊に準じた形のネーミングを与えたり、市の名前が入った制服や腕章などの貸与ができないか検討すべきである。</p> <p>市は、情報提供するだけではなく、積極的に関与しながらも、地域や共同住宅のオーナー、管理会社などと役割を分担して、協働して問題を解決していく仕組みを作るべきである。</p> <p>教育政策との連携を強化して、啓発活動をより充実させることを検討すべきである。</p> <p>地域の状況に応じた小規模ごみステーション方式を導入すべきである。</p> <p>町内会から管理会社・管理人・オーナーへ指導を依頼しても、あまり効果が上がらない。市から管理会社などへの指導を強化すべきである。</p> <p>共同住宅居住者のマナー違反に対しては、ごみステーションの分離が有効な解決策の1つである。既存共同住宅などであっても専用ごみステーション設置を推進するべきである。</p>
さわやか収集のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用率が低い ○ 周知が不十分で認知度が低い ○ 対象者が限定されている ○ 使い勝手が悪い 	<p>⑦-1 障がい者団体などを通じた確実な周知</p> <p>⑦-2 広く市民へ周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収集日カレンダーへの記載、地下鉄などの吊り広告、テレビのCM放映など <p>⑧ 対象範囲の見直し</p> <p>⑨ サービス内容の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収集方法の見直し <p>⑩ 福祉政策との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安否確認 	<p>障がい者団体などと協力し、制度を対象者に確実に周知できるようにすべきである。 加えて、効果的なPR方法を活用して広く市民へ制度を周知すべきである。</p> <p>支援を必要としている人が確実に制度を利用できるよう、要件の緩和と柔軟な対応を検討すべきである。</p> <p>利用者の視点から利便性を改めて検証し、利用しやすい制度となるよう、運用方法についても検討すべきである。</p> <p>福祉政策との連携を強化し、安否確認も含めて、他の制度と併せて障がいのある方などへのサービスを向上させるべきである。</p>

IV 審議経過

回	開催日	議題等	会場
1	平成23年8月1日	・委員長の選出 ・家庭ごみ収集方法等に関する調査研究報告概要説明 ・今後の家庭ごみ収集方法等に関する検討	市役所本庁舎8階 1号会議室
2	平成23年10月11日	・第1回委員会での検討内容の整理と確認 ・今後の家庭ごみ収集方法等に関する検討 ・中間報告について	市役所本庁舎8階 1号会議室
3	平成23年11月14日	・第1・2回委員会での検討内容の整理と確認 ・今後の家庭ごみ収集方法等に関する検討 ・中間報告について	札幌市民ホール 1号会議室
4	平成24年1月30日	・中間とりまとめに対する市民意見について ・最終報告について	市役所本庁舎地下 2階 2号会議室

◎ 中間とりまとめ公表 平成23年11月25日

V 家庭ごみ収集方法等に関するあり方検討委員会委員名簿

(五十音順)

氏 名	職 名	分 野	備 考
朝野 邦夫	社団法人北海道宅地建物取引業協会副会長	共同住宅管理者	前調査研究委員会委員
上田 一男	西区連合町内会連絡協議会会长	町内会	
奥谷 直子	社団法人札幌消費者協会副会長	消費者団体	前調査研究委員会委員
佐川 俊樹	社団法人札幌市身体障害者福祉協会理事	障がい者団体	前調査研究委員会委員
笛川 信雄	曙地区連合町内会会长	町内会	
杉浦 幸一	東区クリーンさっぽろ衛生推進協議会理事	クリーンさっぽろ衛生推進委員	前調査研究委員会委員
永野 拓也	幌北連合町内会会长	町内会	
濱田 英彦	北野地区町内会連合会会长	町内会	
◎松藤 敏彦	北海道大学大学院工学研究院教授	大学教授	前調査研究委員会委員長
湧井 準	札幌市廃棄物減量等推進審議会委員	審議会委員	前調査研究委員会委員 審議会の公募委員

※ ◎は委員長

「家庭ごみ収集方法等に関するあり方について 中間とりまとめ」に関する市民意見等

1 「中間とりまとめ」の内容に関する意見

(1) 「中間とりまとめ」対策欄の「① 町内会や自治会などごみステーションを管理される方の公的位置づけ」に関する意見

ア 現状では指導が難しい場合もあり、公的位置づけや腕章等による明示は有効である。(以下は主な意見)

- ・ ごみ出しの注意をしたら、「何の権限があってそんなこと言っているんだ」と文句を言われたことがある。
- ・ 不適正排出されたごみについて、かなりの町内会で出されたごみの整理をしている。
- ・ 違反ごみについては、当番の人が中身を確認し、指導している。
- ・ 腕章・制服を貸与してくれるとやりやすい。
- ・ ごみステーションに出されたルール違反のごみを分別しようとしても、アルミ缶などを持ち帰る人と思われる所以、やめたという人もいる。
- ・ 町内会未加入者のマナーが悪い。また、他の地区から車できてごみを捨てていく人がいる。こういう人を指導するためにも、腕章などがあればいい。
- ・ ごみ有料化の時点で、管理者に腕章を付けさせると良かった。
- ・ ごみステーションを管理する人が、きちんと注意や通報できるようことができればいい。
- ・ 衛生部長は、違反ごみがステーションにたまると、自宅に持ち帰ることもある

イ かえって指導が難しくなる。(以下は主な意見)

- ・ ごみステーション管理者へのネーミング、制服貸与は難しい問題もある。同じ町内だと顔も知っているし、やりづらい。違う町内だと良いかもしれない。
- ・ そこまでする必要はないと思う。市から何か貸与されると、やる方も大変になる。当番の人にプレッシャーがかかる。
- ・ 今の要綱を変えないと（町内会では）指導はできない。やるなら、きちんと整備してほしい。
- ・ 腕章は逆効果。威圧することになるのではないか。

(2) 「② 市のマネジメント体制・機能の強化」に関する意見

ア 現状では排出マナーが悪い場合もあり、町内会だけでは対応に限界があるため、パト隊の機能強化やパト隊と町内会などの連携強化などの対応が必要である。(以下は主な意見)

- ・ ある程度管理の方法が固まってくれれば、不適正なごみは出せなくなると思う。
- ・ 利用者だけでごみステーションを管理するのは無理。住民のトラブルのもととなる。
- ・ 市は、地域の苦労を知らないのではないか。もう少し行政も連携してほしい。行政の人の想像以上に、ごみステーションの管理は大変。
- ・ 荒れているごみステーションは調べたら、夜中に車てきて投げていく人、他の地区から事業系のごみを出している人がいることが分かった(清掃事務所に相談したら事業系ごみはなくなった。)。
- ・ ごみステーション管理者の公的位置付けより、ごみパト隊を強化して、もう少しちゃんこん来てほしい。
- ・ ごみパト隊を増やしてほしい。
- ・ パト隊は強制力が足りないのではないか。
- ・ ルール違反者には、少しずつでも教えて(指導して)いく方向で考えてほしい。
- ・ 単位町内会としては、ごみパト隊にはお世話になっている。45の単位町内会があるが、あるところは(排出マナーが)悪い。
- ・ パト隊にはお世話になっている。連絡すると、すぐにごみを持って行って(浄化して)くれる。

イ 管理器材は有効であり、補助等は継続すべきである。(以下は主な意見)

- ・ 管理器材の補助はありがたかった。各ごみステーションにネットが行き渡った。
- ・ カラスの被害がすごいので、ネットでの対策をきちんとすればいいのではないか。
- ・ ごみステーションのネットの上に、さらに重いネットを使用しているところがあるが、そこは苦情がない。若干の工夫で対応できるのではないか。
- ・ 今は、ネットだけではカラス対策はできない。サークルも必要。
- ・ 管理器材の購入助成は継続してほしい。
- ・ きちんとした鍵付きの箱型のごみステーションを助成してはどうか。

(3) 「③ 地域の実情に応じた小規模ごみステーション化」に関する意見

ア 小規模化は有効な方法であり、推進すべきある。(以下は主な意見)

- ・ ごみステーションの利用世帯数を減らしてうまくいった例もある。
- ・ 戸別収集にしなくてもいいが、5～6世帯で1か所くらいのステーションにできないか。それなら、そんなに費用もかからないのではないか。
- ・ 戸別収集より、5～10件程度のごみステーションでやるのはどうか。

イ ごみステーションの増設は、設置場所が無いなどの問題点がある。また、地域によって実情に違いがあり、必ずしも小規模化が必要とは限らない。(以下は主な意見)

- ・ ごみステーションは、少しだけ（小規模化）してもらいたいが、場所がない。
- ・ 住民は、迷惑にならないところを選んでごみステーションを設置しているのだから、それを尊重すべき。
- ・ すでに一町角に2か所くらいS Tがあり、実際の利用者は一か所につき6～7人にもかかわらず、カラス被害などにより汚い状態である。
- ・ ごみステーションの設置位置を順番制にしようとしても、戸建の住民だけならまとまるが、共同住宅の人がいると話がまとまらない。
- ・ 一番大きいのは用地の問題。市の用地を使っていても、戻せ（使えない）と言われる。もう少し柔らかく対応してほしい
- ・ 地主も、空き地を使わせてくれなくなっている。

(4) 「戸別収集の導入」に関する意見

ア マナーの向上やごみステーション設置場所などの問題解決に有効なため、戸別収集に賛成である。(以下は主な意見)

- ・ (戸別収集導入時の) 費用についても、ただ増加するというのではなく、(街が綺麗になるなどの) 効果や、削減努力をした結果この程度に抑えられましたといった表現をすべきではないか。ごみ減量によって廃止された篠路工場の減価償却費、マナー向上によるごみ減量や不適正排出の負担減など削減される経費も併せて、総合的に(戸別収集導入の) 政策を評価するデータが必要だ。
- ・ 生ごみだけでも戸別収集してほしいという感じはある。
- ・ 戸別収集にすれば、すべて解決する。
- ・ キツネがごみを散乱させてるので、対策として戸別収集は有効だ。
- ・ あまりにも(ごみステーションが)ひどいので、戸別収集を要望している。
- ・ 戸別収集は地域として要望している。
- ・ 戸別収集はお金がかかるることはわかる。しかし、名古屋市や石狩市ではやっている。

イ 戸別収集を望んでいるのは一部である、収集費用が大幅に増加する、かえってごみが散乱する、ごみステーションはきれいに使われており戸別収集の必要はない、現行のステーション方式で十分だ、などの理由から、戸別収集に反対・懐疑的である。(以下は主な意見)

- ・ 戸別収集はみんな期待しているが、お金と車が必要なので、どうしたらいいか。

- ・ 戸別収集は理想ではあるけれど、そこまでいくのは困難。
- ・ 戸別収集は、一部の人が求めている。
- ・ 戸別収集にしなくとも、今の状態でも、もっと研究すれば改善されるのではないか。
- ・ (収集方法は) 今ままで良いと思う。
- ・ 戸別収集には、さほどこだわってない。
- ・ 今は、戸建住宅の住民はきちんとごみを出しているし、戸別収集を要望していないと思う。
- ・ ステーション管理が簡単だからという理由だけで安易に戸別収集を導入するのではなく、どうやったら収集作業の労力を減らせるか工夫して考えることも、ごみ行政では重要ではないか。
- ・ せっかくごみの有料化や専用ごみステーションの設置が進んでいるのに、戸別収集を実施するのは、この流れに逆行するのではないか。
- ・ ごみステーション収集とは相反する戸別収集を、なぜ今検討しているのか。とことんステーション方式を充実させた方がいい。戸別収集について議論することはわかるが、自分はあまり関心がなかった。
- ・ 戸別収集よりも、今のごみステーション方式を使って、うまくやっていく方がいいのではないか。
- ・ 戸別収集は問題外。政令指定都市で実施するのは恥ずかしいと思う。今まで良いのではないか。
- ・ 戸別収集にこだわっているわけではない。私は戸別収集に反対である。
- ・ 62億円はどこから出るのか。福祉を減らされるのではないか。日中不在の人もいるし、戸別収集でバケツで出すのは、美観上問題があるのでないか。戸別収集反対である。
- ・ 戸別収集にすると、(ごみの管理上の問題から)、街中にごみが散乱するだろう。
- ・ 戸別収集にしたほうが、散らかるのではないか。1件1件カラス対策をすることはできないのではないか。

(5) 「④ 管理会社やオーナーなどを通じた共同住宅居住者へのごみ出しルールの徹底」に関する意見

ア 共同住宅の入居者はごみ出しマナーが悪い（以下は主な意見）

- ・ 共同住宅入居者の排出マナーに問題点がある。
- ・ オーナーが近くにいない共同住宅入居者のマナーが悪い。
- ・ 共同住宅の入居者のごみ出しマナーは、どちらかというと悪い。なかなか改善されない。
- ・ 分譲マンションの入居者は、戸建に住んでいる人と意識は変わらない。賃貸住宅の居住者、特に若い人は、ルールを守ろうとする意識が少ない。

- ・ 近くに大学があり、大学生のごみ出しマナーが悪いので、大学に対して、ごみ出しルールを守るよう学生へ指導することをお願いしている。
- ・ きちんとした管理人がいるところなら問題ないが、そうでないところはマナーが悪い。
- ・ 共同住宅のオーナーには、入居者にきちんとごみ出しの指導をしてもらいたい。
- ・ 大きなマンションは、きちんと管理していて問題はない。規模が小さいところは、清掃事務所が指導しても改善されない。
- ・ 独り者の多い共同住宅には違反者がいるが、町内会に入っていない。
- ・ 賃貸住宅に住んでいる人で、すぐ引っ越すような人にごみ出しの違反者が多いのではないか。
- ・ 共同住宅の管理者が、きちんとごみステーションの場所を指示していないことがある。
- ・ 共同住宅については、新しいところは良い（専用ごみステーションの設置が義務化されているので、排出マナー等の問題は無い）が、既存の共同住宅の人達の理解（専用ごみステーションの設置や、排出マナの向上などの意識）をどうするか。
- ・ 既存の共同住宅のオーナー（市外在中）ともめている。排雪も非協力的だ。

イ 共同住宅の入居者や管理会社・オーナーへは、町内会などが直接指導することが難しく、行政が積極的な役割を果たすべきだ。（以下は主な意見）

- ・ 町内会では、共同住宅の入居者を指導することは難しい。
- ・ 共同住宅のオーナーや管理会社は、ごみパト隊の話は聞くが、町内の人からの話は聞いてくれない。
- ・ 不動産会社には連絡したが、指導する必要はないと言われた。その際は、ごみパト隊が不動産会社に連絡してくれた。
- ・ パト隊と町内会が一体となって管理会社・オーナー等に働きかけをすべきだ。
- ・ 共同住宅の入居者への指導は、繰り返しやってほしい。
- ・ 共同住宅のごみ出しマナーの指導などについては、4～6戸程度の規模であれば町内会の範囲でやってもいい。
- ・ 大きな共同住宅対策については、町内会に苦労はかけたくない。（清掃事務所など行政が行うべきだ）
- ・ オーナーが一緒に住んでいれば町内会で対応しても良いが、そうでなければ公的なところにお願いしたい。
- ・ アパートのオーナーが近隣の知り合いということも多いが、なあなあになってしまうことがあるので、市のほうから言ってもらいたい。

(6) 「⑤ 専用ごみステーション設置の推進」に関する意見

ア 共同住宅の排出マナー向上のため、専用ステーションの設置を推進すべきだ。(以下は主な意見)

- ・ 既存共同住宅などに対する専用ステーションの設置は、行政指導などを積極的に進めて欲しい。
- ・ 既存共同住宅の専用ごみステーションについて、何年かの間に設置するという条例を作り義務化すべき
- ・ 今の専用ごみステーションの設置の規定は6世帯以上であるが、4世帯以上にしてほしい。
- ・ 自分はアパートを持っているが、町内会の加入促進や、専用ごみステーションの設置を行った。
- ・ 駅の近くのマンションは、町内会に入っていない人が多いが、専用ごみステーションがある。
- ・ 戸別収集をやらないというのであれば、古いマンションも専用ごみステーション化を進めてほしい。

イ 設置に関する問題点など

- ・ 専用ごみステーションを敷地の奥に作るオーナーもいて、入居者も遠いということで使わないという例もある。
- ・ 箱型ごみステーションはごみ箱化するので、撤去してもらったという事例があった。

(7) 「さわやか収集のあり方」に関する意見

ア 周知不足である(以下は主な意見)

- ・ さわやか収集は周知不足である。
- ・ 民生委員でも知っている人が少ない。
- ・ 民生委員等の集まりや、社協で知らせることが大事。
- ・ 民生委員や町内会との懇談会もやっているので、そこで(さわやか収集について)説明することもできる。
- ・ 周囲の人にも知ってもらわないといけない。地域の人にも共通認識を持ってもらわないと。
- ・ ある人の家のむかえにごみステーションがあったが、それを移動した後、その人の家にはごみがたまるようになった。さわやか収集のことを知っていれば利用できたのかもしれない。

イ 運用方法を見直し(安否確認等)について(以下は主な意見)

- ・ さわやか収集の安否確認は、欲張りではないか。町内でさえやることができない苦労している。

- ・ さわやか収集で安否確認をするのであれば、地域の人達は安否確認をしなくてもいいという考えも出てくる。安否確認のルールをきちんとする必要がある。

ウ 地域や福祉との連携を推進すべきだ（以下は主な意見）

- ・ さわやか収集も、行政だけでやるのは難しい。地域が関わらないと。
- ・ 区の福祉と連携を深めてほしい。
- ・ 家庭を支援する人がいないと難しい（民事協、福まち等）
- ・ 福祉除雪は地区社協を通じてやっている。さわやか収集も社協を通して一本化してやってもらいたい。
- ・ 地域にも、さわやか収集を実施している人の情報を流すべきだ。
- ・ 排出困難者について、誰が代わりにごみを出すかということを考えているところもあり、統一してやろうと考えている。（福祉のまちづくり事業での支援）
- ・ 今でも、ごみ出しが不自由な人には、（地域から）手伝いますということを言っている。
- ・ コミュニケーションがうまくいっている地区は、さわやか収集はあまり必要ない。
- ・ 障がい者の施設が近くにあり、ごみステーションを使わせてほしいとの依頼があった時に、入居者に町内会に入ってくれたという例がある。
- ・ さわやか収集の対象になる人は（自分の地区には）そんなにいないのではないか。
- ・ 自分の地区では、相互見守りをやっている（電気がついているか等の確認）
- ・ 近所に手伝ってくれる人はいる。
- ・ 福祉は、気長にやらないと進まない。人の心を変えるのは簡単にはできない。
- ・ 90歳以上のおばあさんがアパートの2階に住んでいて、ごみ出しをしてあげると言ったことはあるが、運動だといって自分で出している。

2 検討委員会や中間とりまとめ全般に関する意見

- ・ 検討委員会を設置するということは、収集方法を多少でも見直そうという考えはあるのか。
- ・ この中間とりまとめは、ものすごく（ごみステーション管理者に）気を使っている感じがする。
- ・ 最終報告の内容は、区の連町会長会議で話してくれると伝わる。
- ・ みんなの意見をうまくまとめて最終報告をしてほしい。
- ・ 連町会長も、10区の会長が出てくれれば、意見も集約されると思う。

- ・ 検討委員会でまとめた内容は、どの程度影響があるのか。
- ・ 中間とりまとめがすべてではないので、他の意見も集約する必要がある。
- ・ 検討委員会のメンバーの経歴（大学教授など）を見ても実際にごみステーションの管理に携わっているのか疑問がある。

3 その他、家庭ごみ収集に関する意見・新たな提案など

(1) ごみ排出マナーに関する意見

- ・ ごみステーションの問題は、何といってもマナーだと思う。
- ・ 違反者は、マナーを守るという気持ちが欠けている。
- ・ 有料化当初、21年7月の1か月間、毎日ごみをチェックしていたので、きちんとしていたが、時間が経つと、特に高齢者や若者の違反排出がでてくる。
- ・ 自分で出したごみにもかかわらず、市が回収するのは当然だ、という意識の人が多い。学校でも、道徳の時間などで、ごみのことを取り上げてほしい。
- ・ ごみ出しのマナーの悪い人はいる。自分のところで言えば町内会に入っていない人。
- ・ 自分の地区は、不適正なごみを捨てると、誰かが見ていることが多く、すぐ指摘される。
- ・ 自分の地域は、ごみに関してはほとんど問題がない。きちんとごみ出しがされていると思う。
- ・ 昼でも夜でもごみを捨てる人がいる。
- ・ 夜仕事から帰ってきてからごみを出す人もいる。自分のことだけという人もいる。
- ・ 大きな道路に面しているごみステーションだと、近隣の人がネットの上にごみを投げていく。
- ・ いくら利用者がルールを守っても、他から来て置いて行かれるというのが一番の問題。
- ・ 車でごみステーションにきて、ネットの上にごみを投げていく人がいる。
- ・ 別の町内的人がごみを投げていくという例はある。
- ・ 不適正排出について、町内の人であればごみパト隊が指導してくれるが、地域外の人が来てごみを出していくのはどうしようもない。
- ・ ごみステーションの看板でごみの区分を確認する人がいるので、設置場所の看板撤去は難しい。

(2) ごみステーションに関する意見

ア ごみステーションの位置に関する意見

- ・ ごみステーションを新設する場合は、場所が問題になる。

- 今まで、空き地をごみステーションにしていたが、だんだん使えなくなりごみステーションが減った。住民は、自分のところの前の設置は嫌がる。
- 家の前にごみステーションを置くと臭いということで、1年ごとに設置場所を変えている所もある。
- ごみステーションの設置場所を持ち回りでやっている
- 戸建住宅が10件くらいしかないところで、1か月ごとにごみステーションの設置位置を変えているところがある。
- 国道沿いにごみステーションを置いたら、部外者がごみを捨てていく。道路奥に設置したらなくなつた。設置場所が問題である。
- ごみステーションの設置場所について、スムーズにいく所と、うまくいかない所がある。
- 除雪とごみステーションの設置場所は、いつも問題になる。

イ ごみステーションの管理に関する意見

- ここ1～2年で、やっとごみステーションのことが軌道に乗ってきたと思う。
- 5年前と今を比べると、ごみステーションの状況は全然変わっている。街がきれいになった。
- ごみステーションの当番制をしようとしても、共稼ぎだからできないと言われる。
- 町内会の役員がかかわると、文句も役員にいうようになる。利用者自らがごみステーションを改善していくべき。
- ごみステーションの除雪をしている人は、いつも決まっている。

ウ 箱型ごみステーションに関する意見

- 歩道には（箱型ごみステーションを）置くなと指導された。ロードヒーティングのコントロール盤は歩道に設置してもいいのか。矛盾しているのではないか。
- 所属町内では、箱型ごみステーションを歩道上に設置している。違反ではあるが、きちんと整理すればいいと思う。箱型ごみステーションの歩道上への設置は、今後も認めないのである。
- 道路行政が上で、清掃行政が下という感じがする。道路行政も住民のためというのであれば、本気で考え（ごみステーションの設置を）認めるべき。

(3) 町内会とごみの問題に関する意見

- ごみステーションは、「町内会の管理」ではないのではないか。規定では、「市民共同の責務」のはず。

- ・ 中間とりまとめに「公的位置付け」とあるが、（町内会が管理するわけではないので）おかしいのではないか。
- ・ ごみの管理をきちんとできないと、町内会活動とは言わない。
- ・ ごみステーションを守るのは、まさしく町内会活動。ごみステーションの管理は、町内でやっているんだということを意識してもらいたい。
- ・ 町内会の組織率が下がっている。町内会に入っていない人が、町内会費を使って維持・管理をしているごみステーションを使っていいのかとう思いはある。
- ・ 町内会未加入者に対しては、ごみは収集しないことにしたらいいのではないかと言ったことがある。

(4) 収集方法などに関する意見

- ・ 市民に対するごみのルールに関する周知徹底は一義的には行政にあるものと考える。行政が役割をこれまで以上に認識したうえで市民に対する指導を強化するとともに、違反者に対して厳しい対処をすべきだ。
- ・ ゴミ出しをきちんとやってもらうには、罰則しかないと思うが、実際にはごみの排出ルール違反に罰則を設けて取り締まることは難しいで、このまま（罰則は設けない）でいいと思う。
- ・ ルール違反のシールを一週間残置するのは、本人も見るだろうからいいと思う。
- ・ 違反シールを貼られたごみは、見えるところに置いておくべきである。若い人には効果はないと思われるが。
- ・ ごみ袋に名前を書いて出すというのはいいと思う。
- ・ ある地区では、ごみ袋に名前を書いて出してもらっている。自分のところも、前はそのようなことはできないと思っていたが、今はできるかもしれない。
- ・ 自分の地域では、みんなごみステーションの場所を知っているので、看板は掲げていない。ネットは当番が持ち帰っている。

(5) その他の意見

- ・ ごみの分別方法について、もっと単純で分かりやすいガイドブックが必要かもしれない。
- ・ ごみ問題については、時間がかかるものだという認識が必要である。すぐに結果は出ない。
- ・ ごみ問題は、間違っても1～3年で解決するものではない。検討する期間は、今年度中ということではなく、もっと長くかかるはずのものである。

家庭ごみ収集方法等に関するあり方検討委員会設置要綱

(平成23年7月15日 環境局長決裁)

(設置)

第1条 札幌市における家庭ごみの総合的な収集体制の構築に向け、市民の視点からの意見及び各分野における専門的な意見を聞くため、家庭ごみ収集方法等に関するあり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、家庭ごみの総合的な収集体制の構築に向け、市民の視点から検討し、札幌市へ助言・報告等を行う。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、有識者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、平成24年3月31日までとする。

(委員長)

第5条 検討委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会議を総括する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長がかけたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(謝礼)

第7条 検討委員会の会議に出席した委員に対し、日額12,500円の謝礼を支給する。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、環境局環境事業部業務課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月15日から施行する。

札幌市ごみステーションの設置及び清潔保持等に関する要綱

平成 20 年 3 月 28 日環境局長決裁

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 5 条）
- 第 2 章 ごみステーションの位置等に係る基準（第 6 条－第 7 条）
- 第 3 章 共同住宅に係るごみステーション及びごみ保管場所の設置及び管理（第 8 条－第 16 条）
- 第 4 章 共同住宅敷地内ごみステーション設置基準（第 17 条－第 21 条）
- 第 5 章 共同住宅ごみ保管場所設置基準（第 22 条）
- 第 6 章 雜則（第 23 条）

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例（平成 4 年条例第 67 号）第 31 条及び第 31 条の 2 に規定する家庭廃棄物（以下「ごみ」という。）の排出方法、ごみステーションの清潔保持及びごみステーション等の設置等について必要な事項を定め、円滑なごみ収集作業を確保するとともに、良好な居住環境の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、以下のとおりとする。

- (1) ごみステーション ごみ収集当日のみ、ごみを排出及び収集するための一時的な集積場所をいう。
- (2) ごみ保管場所 ごみを収集日までの間保管するため、建築物内又は建築物とは別に設ける場所をいう。
- (3) 共同住宅 共同住宅、寄宿舎又は下宿の用に供する建築物をいう。
- (4) 共同住宅の建築主 共同住宅を建設しようとする者をいう。
- (5) 共同住宅の所有者等 共同住宅の所有者又は所有者以外にその建築物の管理について権限を有する者があるときは当該権限を有する者をいう。

(6) 道路　道路法(昭和 27 年法律第 180 号)に規定する道路、道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)に規定する自動車道及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。

(7) 通路　建物敷地内の人や車の通り道をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、効率的かつ安全・衛生的にごみの収集をしなければならない。

2 市は、ごみステーションの清潔保持のため効果的な施策を立案するとともに、住民組織、クリーンさっぽろ衛生推進員、利用する市民及び共同住宅の所有者等と協力のうえ清潔保持を推進しなければならない。

(市民の責務)

第 4 条 市民は、市が告示する一般廃棄物処理実施計画に定める収集方法等に示された排出方法に従い、ごみの排出を行わなければならない。

2 市民は、ごみステーションの清潔保持のため、次の各号に掲げる方法により、自らごみステーションを管理するものとする。

(1) ネットやカラスよけサークル等の管理器材を有効に活用し、ごみの飛散防止に努めること。

(2) 管理器材の整理、ごみステーションの清掃及び除雪については、当番制を採用するなど利用する市民全員が協力して行うこと。

3 市民は、自ら管理するごみステーションにごみを排出するものとする。

4 市民は、ごみステーションの清潔保持のための市の施策に協力しなければならない。

第 5 条 ごみステーションへのごみの排出に用いる容器は、次の各号に定めるものとする。

(1) 燃やせるごみ及び燃やせないごみを排出する場合は指定袋

(2) 前号に定めるもの以外のごみを排出する場合は次に定める基準に適合する袋
ア　十分な強度があること。

イ　指定袋と同程度以上の透明度を有すること。

ウ　着色されている場合、黒・灰・茶等の暗い色以外のものによること。

エ　文字、図柄等がある場合は、それにより中身の識別が妨げられないこと。

2 前項第 1 号の規定にかかわらず、道路、公園等公共の場所を清掃して出たごみを排出する場合は、ボランティア清掃専用ごみ袋を用いることができる。

第2章 ごみステーションの位置等に係る基準(共同住宅の敷地内に設置する場合を除く。)

(事前協議)

第6条 ごみステーションの位置は、次条に定める基準に適合することを当該住所地を所管する清掃事務所長（別表1）との間で確認したうえで、住民組織及び利用する市民等が決めるものとする。ただし、共同住宅の敷地内に設置する場合は第17条から第19条までに定める基準に従い設置しなければならない。

(位置等についての基準)

第7条 ごみステーションの位置等については、原則として以下のすべての基準に適合するものであること。ただし、共同住宅の敷地内に設置する場合は第17条から第19条までに定める基準に従い設置しなければならない。

- (1) 歩道又は道路側端等であること。
- (2) 交差点、横断歩道付近等道路交通法(昭和35年法律第105号)に抵触することなく、ごみ収集車が停車して安全に収集作業を行えること。
- (3) 次のア～ウに該当しないこと。
 - ア 見通しの悪いカーブした道路
 - イ 急勾配の道路
 - ウ 回転又は方向転換ができない袋路状道路
- (4) 円滑に収集作業を行うため、ごみステーションとごみ収集車停車位置の間に収集作業の障害となるものがないこと。
- (5) 歩道又は道路側端上には、ネット、カラスよけサークル等可動式の管理器材を除くほか、ごみステーションに付帯する固定式の設備を設置しないこと。
- (6) 20～30世帯に1箇所を基準とする。ただし、当該住所地を所管する清掃事務所長が必要と認める場合はこの限りでない。
- (7) 距離100mにつき3箇所以下を基準とする。ただし、第12条第3項ただし書きの規定により共同住宅所有者等が敷地の周辺に位置を決めたものを除く。

第3章 共同住宅に係るごみステーション及びごみ保管場所の設置及び管理 (対象とする共同住宅)

第8条 この章から第5章までの規定は、住戸を6戸以上有する共同住宅に適用する。ただし、次条及び第10条の規定はすべての共同住宅に適用する。

(共同住宅の所有者等の責務)

第9条 共同住宅の所有者等は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ごみの分別区分、排出日時、排出場所、排出方法、ごみ保管場所等を居住者に周知するとともに、違反する居住者に対しては、直接指導を行うこと。
 - (2) ごみステーション及びその周辺の清潔保持について、居住者に徹底を図ること。
 - (3) ごみ収集車が敷地内に進入して収集する場合は、ごみステーション周辺（敷地内通路を含む。）に駐車されないよう防止策を講じるとともに、ごみ収集作業に支障がある障害物を除去すること。
- 2 共同住宅の所有者等は、ごみステーションを利用する者と協力して、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) ごみステーション及びその周辺を清潔に保つこと。
- (2) ごみステーション周辺の除雪を行い、円滑に収集作業を行うことができるようすること。

(あっせん・仲介業者の責務)

第10条 共同住宅の賃貸等に関するあっせん又は仲介業を営む者は、入居時にごみの分別区分、排出日時、排出場所、排出方法等を入居者に周知しなければならない。

(新築共同住宅に係るごみステーションの設置)

第11条 共同住宅の建築主は、当該共同住宅の敷地内にごみステーションを設置しなければならない。

- 2 前項に定めるごみステーションを設置する場合は第17条から第19条までに定める基準に従わなければならない。

(既存共同住宅に係るごみステーションの設置)

第12条 共同住宅の所有者等は、当該共同住宅の居住者が近隣に居住する市民とごみステーションを共用するうえで良好な関係を保持するよう努めなければならない。

- 2 共同住宅の居住者によって継続して不適正排出がなされる等により近隣に居住する市民とごみステーションを共用するうえで良好な関係を保持できなくなったと当該住所地を所管する清掃事務所長が認める場合は、当該共同住宅の所有者等は別にごみステーションを設置しなければならない。

- 3 前項の場合におけるごみステーションの設置場所は当該共同住宅の敷地内とする。ただし、敷地の状態等により敷地内にごみステーションを設置することができないと当該住所地を所管する清掃事務所長が認める場合は、当該共同住宅の敷地の周辺

にごみステーションの位置を決めるものとする。

- 4 ごみステーションを敷地内に設置する場合は第17条から第19条までに定める基準に従い、敷地の周辺にごみステーションの位置を決める場合は第6条及び第7条に定める基準に従わなければならない。

(ごみ保管場所の設置)

第13条 共同住宅の建築主又は共同住宅の所有者等は、第22条に定める基準に従いごみ保管場所を設置しなければならない。ただし、当該共同住宅の敷地内にごみステーションを設置し、第9条に定める事項を遵守して清潔を保持している場合はこの限りでない。

- 2 ごみ保管場所に保管されたごみは、収集当日の朝、ごみステーションに持ち出すものとする。

- 3 ごみ保管場所及びその周辺は、常に清潔を保持しなければならない。

(近隣住民への説明)

第14条 共同住宅の建築主又は共同住宅の所有者等は、当該共同住宅の敷地内にごみステーションを設置する又は当該共同住宅の敷地の周辺にごみステーションの位置を決める場合には、ごみステーションの場所、設備等について、近隣に居住する市民等に説明しなければならない。

- 2 前項に定める事項は、次条に定める事前協議の前に行わなければならない。

(事前協議・ごみ処理及びごみステーション設置計画書)

第15条 共同住宅の建築主は、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築確認申請又は計画通知の前に、ごみステーションの設置等について建築予定区を所管する清掃事務所長と協議しなければならない。

- 2 共同住宅の所有者等は、当該共同住宅の敷地内にごみステーションを設置する又は当該共同住宅の敷地の周辺にごみステーションの位置を決める場合には、当該共同住宅の住所地を所管する清掃事務所長と協議しなければならない。

- 3 第1項の協議の際には、「ごみ処理及びごみステーション設置計画書」（様式1）、第2項の協議の際には「ごみ処理及びごみステーション設置計画書」（様式2）を提出し、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 付近見取り図

(2) 配置図

(3) 詳細図（ごみステーション形状図）

(4) 各階平面図

(ごみ収集の申込み)

第 16 条 共同住宅の建築主又は共同住宅の所有者等は、ごみ収集を開始する 2 週間前までに、「ごみ収集申込書兼所有者等通知書」（様式 3）を共同住宅の住所地を所管する清掃事務所長に提出しなければならない。

- 2 清掃事務所長は前項の申込みを受理したときは、前条に定める計画書の記載内容について現地調査を行うものとする。
- 3 共同住宅の所有者等は、第 1 項の規定により通知した所有者等に変更があったときは、その旨を「所有者等変更通知書」（様式 4）によって共同住宅の住所地を所管する清掃事務所長に通知しなければならない。

第 4 章 共同住宅敷地内ごみステーション設置基準

(基本事項)

第 17 条 共同住宅の敷地内にごみステーションを設置する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 設置予定区を所管する清掃事務所長と事前協議を行うこと。
 - (2) 原則として 1 棟につき 1 箇所のごみステーションを敷地内に設置すること。
 - (3) 隣接する敷地に共同住宅がある場合、所有者間の合意があれば、いずれかの敷地内に、まとめて 1 箇所のごみステーションを設置することができる。
 - (4) 容積は 1 住戸につき 60 リットルを基準とする。
 - (5) ごみステーション以外の用途と共に用しないこと。
- 2 大型ごみの排出場所は、ごみステーションとは別に、原則として、道路に接する敷地内に設けること。

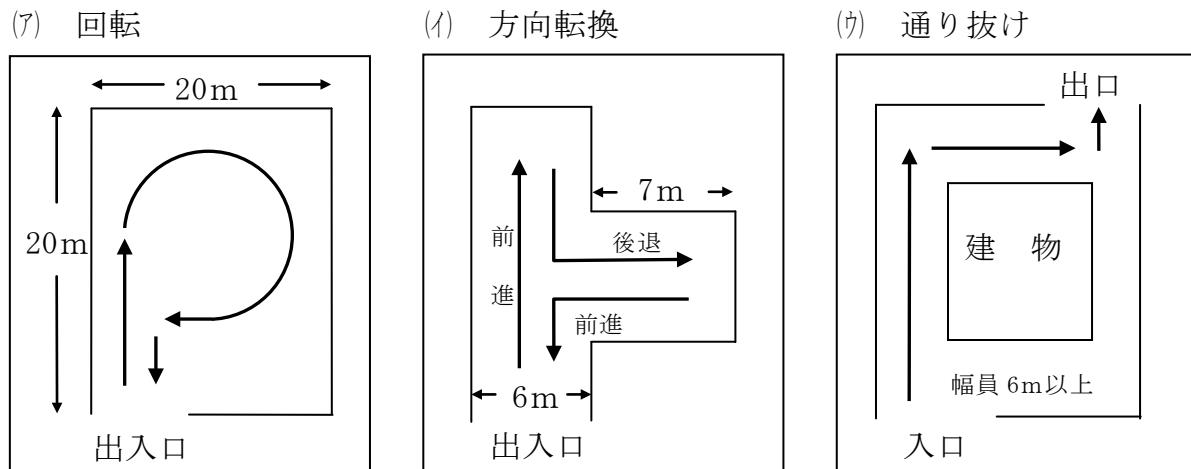
(設置場所についての基準)

第 18 条 共同住宅敷地内ごみステーションの設置場所についての基準は以下のとおりとする。

- (1) 原則として、ごみ収集車が敷地内に進入せずに収集することができる、道路に接する場所であること。
- (2) 交差点、横断歩道付近等道路交通法に抵触する場所でなく、ごみ収集車が停車して安全に収集作業を行える場所であること。
- (3) 道路に接する敷地のうち次のア～ウに接する場所があるときは、これを除く場所であること。

- ア 見通しの悪いカーブした道路
 - イ 急勾配の道路
 - ウ 回転又は方向転換する場所がない袋路状道路
- (4) 円滑に収集作業を行うため、ごみステーションとごみ収集車停車位置の間に収集作業の障害となるものがないこと。
- (5) 例外措置として、ごみ収集車が敷地内に進入して収集する場合は、以下の要件を満たす場所であること。
- ア ごみ収集車が前進で敷地内に進入できること。
 - イ 出入口は道路に 6m 以上接していること。
 - ウ 出入口からごみステーションまでのごみ収集車が進入する敷地内通路は幅員 6m 以上であること。
 - エ 出入口に門がある場合は、幅 6m 高さ 3.5m 以上の開口部があること。
 - オ ごみステーションは敷地内通路以外の場所に設置すること。
 - カ ごみ収集車の退出のため、以下のいずれかの事項に該当していること。(図 1 参照)
- (ア) 回転のため 400 m^2 ($20\text{m} \times 20\text{m}$) 以上の場所があること。
 - (イ) 方向転換のため幅員 6m、長さ 7m 以上の後退で入れる場所があること。
 - (ウ) 収集後にそのまま前進で通り抜けられること。
 - キ ごみ収集車が進入する敷地内通路はその重量に耐えうる構造であること。
 - ク ごみ収集車が進入する敷地内通路には歩行者等の危険防止のための安全柵等の適当な設備を設置すること。
 - ケ その他市長が特に必要と認める事項。

図 1



(構造についての基準)

第 19 条 共同住宅敷地内ごみステーションの構造についての基準は以下のとおりとする。

- (1) 囲い等を設けるなど、ごみの飛散防止措置を講ずること。
- (2) 道路又は通路に接する長さが奥行きよりも長い形状とすること。
- (3) 雨水又は汚水が溜まらない構造とすること。
- (4) 囲い等はコンクリート、ブロック等の腐食しない材質で造成し、床面は舗装すること。
- (5) 囲い等には、ごみ収集車停車位置側に幅 1.5m 高さ 2m 以上の開口部を設けること。
- (6) 屋根を設置する場合は高さ 2m 以上とすること。
- (7) 扉を設置する場合は、引戸、シャッター等の収集作業に支障がない扉とし、扉を開いたときの開口部は幅 1.5m 高さ 2m 以上とすること。扉は収集当日の朝から収集が終わるまでの間、施錠しないこと。
- (8) ごみステーションの扉等は敷地から出ない構造とすること。

(自動ごみ貯留排出装置（燃やせるごみ用）)

第 20 条 自動ごみ貯留排出装置（燃やせるごみ用）を設置する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 騒音、振動対策には十分配慮すること。
- (2) 屋内に設置する場合は、十分な換気設備を設けること。
- (3) 収集作業を行うため、幅 4m、長さ 7m 以上の後退で入れる場所があること。
- (4) 燃やせないごみ、びん・缶・ペットボトル、プラスチックを集積するため、自動ごみ貯留排出装置とは別にごみステーションを設置すること。
- (5) 歩行者等の危険防止のための安全柵等の適当な設備を設置すること。

(敷地内収集の手続き)

第 21 条 共同住宅の建築主又は共同住宅の所有者等は、共同住宅の敷地内にごみ収集車が進入して収集する場合には、「敷地内収集申請書」（様式 5）に収集場所の見取り図を添付し、所管の清掃事務所長に提出しなければならない。

- 2 清掃事務所長は前項の申請を受理したときは、第 18 条第 5 号又は第 20 条に定める事項について現地調査を行うものとする。
- 3 清掃事務所長は敷地内収集を認める場合には「敷地内収集承認通知書」（様式 6）

によって、敷地内収集を認めない場合には「敷地内収集却下通知書」（様式7）によって、申請者に通知するものとする。

第5章 共同住宅ごみ保管場所設置基準 (ごみ保管場所)

第22条 共同住宅ごみ保管場所の設置についての基準は以下のとおりとする。

- (1) 1住戸につき燃やせるごみ、燃やせないごみ、びん・缶・ペットボトル、プラスチックを合計しておおむね80リットル保管できること。
- (2) 当該適用建築物内又は当該適用建築物外の適当な位置に設置し、各住戸共用又は専用の形態とすること。
- (3) 設置位置及び形態の具体例等については、次表のとおりとする。

適用建築物内	
位 置	壁面、階段下、地上階等
禁 止 場 所	防火・防災上等の理由による禁止場所（廊下、階段、非常口、ベランダ、バルコニー、電気配線点検口、給水管点検口等）
具体例	<ul style="list-style-type: none">・収納庫(トランクルーム)、物置等・車庫等・構造物なし(地上階の吹き抜け部分、階段下等) <p>※他の用途と併用可</p> <hr/> <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・便所、浴室、玄関、台所の床、流し台等は原則として利用しないこと。利用する場合には、専用の保管設備を設置すること。
適用建築物外	
位 置	敷地内
具体例	<ul style="list-style-type: none">・ごみ保管庫、収納庫(トランクルーム)、物置、ロッカー、コンテナ等・車庫等・囲い(コンクリート製、ブロック製、木製)・蓋付の容器、保管器材・コンクリート、アスファルト舗装床・構造物なし（敷地内通路又は駐車場等に利用していない敷地） <p>※他の用途と併用可</p>

備 考	・ポリ容器の併用等、ごみの飛散防止・防臭・清潔保持に配慮すること。
-----	-----------------------------------

第6章 雜則

(委任)

第23条 この要綱の施行に関し必要な事項は、環境事業部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定（同項第5号から第9号までに係る部分に限る。）は同年10月1日から施行する。

(関係要綱、基準及び要領の廃止)

2 次の要綱、基準、要領は廃止する。

- (1) 家庭廃棄物の排出方法及びごみステーションの清潔保持等に関する要綱
- (2) ごみステーションの収集基準
- (3) 札幌市ワンルーム形式集合住宅に関するごみ保管場所及びごみ排出指導基準
- (4) 札幌市ワンルーム形式集合住宅に関するごみ保管場所・ごみステーションの運用基準
- (5) 札幌市共同住宅のごみ保管場所設置に関する指導要綱
- (6) 札幌市共同住宅におけるごみ保管場所・ごみステーションの指導基準
- (7) 中高層集合住宅におけるごみ収集施設設置基準
- (8) 中高層共同住宅におけるごみ収集基準
- (9) 敷地内収集取扱い要領

(経過措置)

3 この要綱第11条及び第13条から第15条までの規定のうち共同住宅の建築主に係る部分は、平成20年10月1日以降に建築基準法（昭和25年法201号）に基づく建築の確認申請又は計画通知を行おうとする建築物から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成21年7月1日から施行する。

別表 1

名 称	所管区域	電話番号	住 所
中央清掃事務所	中央区	581-1153	南区南 30 条西 8 丁目
北清掃事務所	北区	772-5353	北区屯田町 990 番地 3
東清掃事務所	東区	781-6653	東区丘珠町 873 番地 1
白石清掃事務所	白石区・厚別区	876-1753	白石区東米里 2170 番地
豊平清掃事務所	豊平区・清田区	581-9153	豊平区西岡 520 番地
南清掃事務所	南区	583-8613	南区真駒内 602 番地 30
西清掃事務所	西区・手稲区	664-0053	西区発寒 15 条 14 丁目 2-1

《様式省略》

札幌市要介護者等ごみ排出支援事業(さわやか収集)実施要綱

平成21年4月14日環境局長決裁

(目的)

第1条 当該事業は、ごみ排出支援を希望する要介護者又は障がい者のうち、大型ごみ以外の家庭ごみ(以下、「生活ごみ」という。)を自らごみステーションまで排出することが困難な方又は大型ごみを屋外まで運び出すことが困難な方であって、身近な人や地域活動による支援を受けられない方々に対し、地域福祉活動の補完的な位置付けで生活ごみ又は大型ごみの排出支援を行うことを目的とする。

(対象要件)

第2条 当該事業は、自ら生活ごみをごみステーションまで排出することが困難な方又は大型ごみを屋外へ運び出すことが困難な方で、次のすべての要件に該当する方(以下「対象者」という。)を対象とする。

- (1) 介護保険の要介護2以上の方又は障害福祉サービスの障害程度区分3以上の方
- (2) 親族や近隣住民、ボランティア等の協力を得られない方
- (3) 同居者がいる場合は、同居者も第1号に該当すること

(対象外品目)

第3条 対象者が次の各号のいずれかに該当する品目を排出する場合は、排出支援を行わない。

- (1) 札幌市が規定する排出禁止物
- (2) 事業系の廃棄物
- (3) 引越しなどにより、一時的に多量に排出される生活ごみ
- (4) 大型ごみで、工具等による分解を行わないと運び出すことができない物(すでに分解してある場合を除く。)
- (5) 大型ごみで、玄関から運び出しができない物、大人2人で運び出しができない物又は機械を使わなければ運び出しができない物
- (6) 大型ごみで、一度に3点を超えて排出する物

(申込み)

第4条 生活ごみの排出支援を希望する者は、居住区を所管する清掃事務所長(以下、「清掃事務所長」という。)に、電話又はファックスにより排出支援の申込みを行うものとする。

- 2 大型ごみの排出支援を希望する者は、大型ごみ収集センターに電話又はファックスにより排出支援の申込みを行うものとする。
- 3 生活ごみ又は大型ごみの排出支援を希望する者が自ら申込みを行うことが困難な場合、その者の親族又は介護者等は前2項に定める方法により申込みを行うことができる。
- 4 生活ごみ又は大型ごみの排出支援を希望する者(以下、「申請者」という。)は、次条の要件確認の際に「札幌市要介護者等ごみ排出支援事業申請書兼調査票」(様式1)

(以下、「申請書兼調査票」という。) を清掃事務所長に提出するものとする。

(要件確認)

第5条 生活ごみ又は大型ごみの排出支援の申込みがあった場合は、清掃事務所長は第2条各号に定める事項の確認を行い、申請書兼調査票に記録する。

2 清掃事務所長は、申請者の要介護度を介護保険被保険者証により、申請者の障害程度区分を障害福祉サービス受給者証により確認する。

3 生活ごみの排出支援の申込みを受けた場合は、清掃事務所長は「個人情報の取り扱いに関する同意書」(様式6)により申請者の同意を得たうえで、申請者の情報を町内会等に提供し、近隣住民、ボランティア等による支援の可否を確認する。

(決定及び通知)

第6条 清掃事務所長は、申請書兼調査票の内容を審査して排出支援実施の可否を決定し、速やかに「札幌市要介護者等ごみ排出支援可否決定通知書」(様式2又は様式3)により申請者に通知するものとする。

(支援内容及び排出方法等)

第7条 生活ごみ及び大型ごみの排出支援内容及び排出方法は次のとおりとする。

(1) 生活ごみ

ア 支援内容

(ア) 清掃事務所長は指定の曜日、場所に排出されたごみを週1回収集する。

(イ) 戸建住宅及び共同住宅のごみ排出場所は、原則、居宅の玄関先とし、共同住宅は上層階でも収集する。

(ウ) 排出場所や排出曜日は対象者と打ち合わせのうえ、清掃事務所長が決定する。

イ 排出方法

(ア) 対象者は市長の定める分別区分に応じてごみを分別する。

(イ) 対象者は指定された曜日に、有料のごみは指定袋で、無料のごみは中身の見える透明又は半透明の袋に入れて、事前に決めた場所にごみを排出する。

(ウ) 対象者は、事前に打ち合せた日時にごみを出さない場合は、事前に清掃事務所長にその旨を連絡するものとする。

(2) 大型ごみ

ア 支援内容

(ア) 清掃事務所長は、第三者の立会いのもと、対象者の家屋内からごみを運び出して収集する。

(イ) 作業上の軽易な事故による損害については、原則として市は賠償責任を負わない。

イ 排出方法

(ア) 対象者は運び出し時までに大型ごみ処理手数料シールを購入し、品物に貼付する。

(イ) 対象者は、運び出し前及び収集完了後に「作業事故等承諾書兼確認書」(様式4)を清掃事務所長に提出する。

(ウ) 対象者は、事前に打ち合わせた排出日時等を変更する場合は、事前に清掃事務所長にその旨を連絡するものとする。

2 対象者からの連絡がなく事前に打ち合わせた日時・場所にごみが排出されていないときは、清掃事務所長は対象者に連絡してごみを排出するかどうか確認することとし、連絡が取れない場合は、申請書兼調査票に記載のある連絡先に確認を依頼する。

(中止又は休止)

第8条 対象者が次のいずれかに該当するときは、清掃事務所長は排出支援を中止又は休止する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 市外に転出したとき。
- (3) 第2条各号に定める要件に該当しなくなったとき。
- (4) その他支援を必要としなくなったとき。

2 対象者又はその親族若しくは介護者等は、対象者が前項に定める事由に該当するに至った場合は、速やかに清掃事務所長に通知するものとする。

(定期的な要件確認)

第9条 清掃事務所長は年1回程度、第2条各号に定める要件を再確認する。

附 則

この要綱は平成21年7月1日から施行する。

《様式省略》

家庭ごみ収集方法等に関するあり方について
報告書

平成 24 年(2012 年) 2 月

編集・発行 家庭ごみ収集方法等に関するあり方検討委員会

(事務局)

札幌市環境局環境事業部業務課

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

電 話 (011) 211-2916

ファックス : (011) 218-5105

E メール : seiso-gyomu@city.sapporo.jp

関係部局保存期間 : 1 年

【本報告書をはじめ、これまでに開催した検討委員会の資料
は、以下の札幌市の清掃ホームページに掲載しています。】

<http://www.city.sapporo.jp/seiso/gomi/arikatakenntouiinnkai.html>